

○平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件）

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十七号）の施行に伴い、並びに農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第三項及び第五項の規定に基づき、平成二十三年四月一日農林水産省告示第七百二十四号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件）の全部を改正する告示を次のように定め、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣 林 芳正

一 面積単価

二 数量単価

生産条件不利補正対象農産物の種類		面積単価					
麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれい しよ及び菜種		一〇アール当たり二〇、〇〇〇円					
そば		一〇アール当たり一三、〇〇〇円					
生産条件不利補 正対象農産物の 種類		数量単価					
品質区分							
非パン・中 華麵用品種 の小麦		一等又は 一等相当	A区分	B区分	C区分	D区分	
麦		二等又は	A区分				
			六〇キログラム当たり五、三五〇円	六〇キログラム当たり六、〇一〇円	六〇キログラム当たり五、八六〇円	六〇キログラム当たり五、八〇〇円	
			六〇キログラム当たり六、五一〇円				

二条大麦		小麦						パン・中華 麵用品種の					
一等 相当	一等 又は	二等 相当			二等 又は			一等 相当	一等 又は	二等 相当			
B 区分	A 区分	D 区分	C 区分	B 区分	A 区分	D 区分	C 区分	B 区分	A 区分	D 区分	C 区分	B 区分	
五〇キログラム当たり六、四二〇円	五〇キログラム当たり六、八四〇円	六〇キログラム当たり六、九四〇円	六〇キログラム当たり七、〇〇〇円	六〇キログラム当たり七、一五〇円	六〇キログラム当たり七、六五〇円	六〇キログラム当たり八、一〇〇円	六〇キログラム当たり八、一六〇円	六〇キログラム当たり八、三一〇円	六〇キログラム当たり八、八一〇円	六〇キログラム当たり四、六四〇円	六〇キログラム当たり四、七〇〇円	六〇キログラム当たり四、八五〇円	

六条大表												
一等又は 一等相当						二等又は 二等相当						
C区分	B区分	A区分	D区分	C区分	B区分	A区分	D区分	C区分	B区分	A区分	D区分	C区分
五〇キログラム当たり四、四〇〇円	五〇キログラム当たり四、五二〇円	五〇キログラム当たり四、九四〇円	五〇キログラム当たり五、三七〇円	五〇キログラム当たり五、四二〇円	五〇キログラム当たり五、五五〇円	五〇キログラム当たり五、九七〇円	五〇キログラム当たり五、三八〇円	五〇キログラム当たり五、四三〇円	五〇キログラム当たり五、五六〇円	五〇キログラム当たり五、九八〇円	五〇キログラム当たり六、二五〇円	五〇キログラム当たり六、三〇〇円

		大豆											
特定加工用大豆	普通大豆			はだか麦									
	合格又は合格相当	三等又は三等相当	二等又は二等相当	一等又は一等相当	二等又は二等相当				一等又は一等相当				
D区分					C区分	B区分	A区分	D区分	C区分	B区分	A区分	D区分	
六〇キログラム当たり八、七八〇円	六〇キログラム当たり九、四六〇円	六〇キログラム当たり一〇、一四〇円	六〇キログラム当たり一〇、八三〇円	六〇キログラム当たり七、六八〇円	六〇キログラム当たり七、七六〇円	六〇キログラム当たり七、九一〇円	六〇キログラム当たり八、四一〇円	六〇キログラム当たり九、二四〇円	六〇キログラム当たり九、三三〇円	六〇キログラム当たり九、四八〇円	六〇キログラム当たり九、九八〇円	五〇キログラム当たり四、三五〇円	

てん菜	糖度が七・〇度以上一六・六度未満のてん菜	糖度が一六・六度以上のてん菜	糖度が一六・六度を超えるてん菜	てん菜の含有率が一九・七パーセント未満のてん菜の製造の用に供するばれいしよ	てん菜の含有率が一九・七パーセント以上のてん菜の製造の用に供するばれいしよ
	額	一、〇〇〇キログラム当たり六、八四〇円	糖度が一六・六度を〇・一度上回るごとに六二円を右欄に定める数量単価に加えた額	てん菜の含有率が一九・七パーセントを〇・	てん菜の含有率が一九・七パーセントを〇・
		一、〇〇〇キログラム当たり一三、五六〇円	てん菜の含有率が一九・七パーセントを〇・一パーセント下回るごとに六四円を左欄に定める数量単価から差し引いた額	てん菜の含有率が一九・七パーセントを〇・	てん菜の含有率が一九・七パーセントを〇・

菜種	そば		トを超えるでん粉の製造の用に供するばれいしよ	一パーセント上回るごとに六四円を右欄に定める数量単価に加えた額
	加算対象区分	二等又は二等相当		
非加算対象区分	四五キログラム当たり一一、六九〇円	六〇キログラム当たり八、〇二〇円	四五キログラム当たり一三、八〇〇円	六〇キログラム当たり七、二八〇円

備考

この表における品質区分は、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条の農林水産大臣が定める規格及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件）で定める規格によって示される品質の区分とする。

（一部改正）平成二十九年一月十一日農林水産省告示第四十四号）

（一部改正）平成三十一年二月五日農林水産省告示第二百四十八号）

（一部改正）令和元年八月十九日農林水産省告示第六百八十二号）

なお従前の例による。

附 則（平成三十一年二月五日農林水産省告示第二百四十八号）

1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号の規定は、平成三十一年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第二号の交付金（以下「交付金」という。）から適用し、平成三十年度以前の年度の予算に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年八月十九日農林水産省告示第六百八十二号）

1 この告示は、令和元年十月一日から施行する。

2 この告示の施行前にされた農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第五条第一項の規定に基づく同法第三条第一項第二号の交付金の交付の申請については、なお従前の例による。

附 則（令和二年一月十五日農林水産省告示第九十六号）

1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号の規定は、令和二年
度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第二号の
交付金（以下「交付金」という。）から適用し、令和元年度以前の年度の予算に係る交付金については、
なお従前の例による。

附 則（令和三年三月三十一日農林水産省告示第四百五十五号）

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号の規定は、令和三年
度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第二号の
交付金（以下「交付金」という。）から適用し、令和二年度以前の年度の予算に係る交付金については、
なお従前の例による。